

京都市美術館事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年1月8日

京都市長 門川 大作

京都市規則第67号

京都市美術館事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市美術館事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条総務課の項第3号中「美術館評議員会」を「美術館協議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)